

# 雲出川漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ及びあまごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合または組合が指定する場所に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は口頭でもよいものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 小野江頭首工堰堤上の投網・張切り網の漁は年間禁止する。

2 次の表の左欄に掲げる区域においては、右欄に掲げる期間中は竿釣りの友釣り専用区域とし、これ以外の漁具、漁法で漁業を営んではならない。

区 域	期 間
久 居 一峯橋より西川原頭首工までの区域	5月11日から 12月31日までの期間で組合が定めて公示する期間内
一 志 名松線（JR）大井トンネル口（奥津方）から300m上流の地点より高野頭首工までの区域	
川 口 井生頭首工より大仰石橋頭首工までの区域	
竹 原 中野頭首工より落合橋までの区域	
八 知 魚九前鉄橋（万世橋100m上流）より大鹿橋までの区域	
八 幡 川上しゃくなげ会館下より阪本生コンプラント下までの区域	
下之川 大谷川と八手俣川の合流点（三谷）より太作頭首工までの区域	
多 気 中之世古橋より六田頭首工までの区域	
美 里 三郷用水（五百野用水）より津上水道めがね橋までの区域	

3 次の表に掲げる区域においては、竿釣以外の漁具、漁法で漁業を営んではならない。

支流河川名	区 域
藤 川	白山町藤大滝より上流の区域
神河川	神河川にかかる県道15号線小西橋より上流の区域
坂本川	坂本川と若宮川合流点より上流の区域
長野川	桂畑川及び平木バス停より上流の区域

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期 間
あゆ	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
あまご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

2 前項の公表は、この組合の掲示場に掲示して公表するものとする。

(ガリ釣り禁止区域)

第5条 次の表に掲げる区域内においては、ガリ釣り（のべ竿にナマリと素掛けハリの仕掛け）を禁止する。

ガリ釣は、全ての区間において9月20日から10月20日まで禁止する。

1. 津市白山町家城瀬戸ヶ淵より上流の雲出川本流及び支流の区域
2. 長野川西川原頭首工より上流の区域

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	12センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合で、あゆ漁において、遊漁者が高校生以下の学生、生徒、児童及び女性又は、身体障害者手帳所持者は無料とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、3,000円を加算した額とする。なお、遊漁料の無料扱いを受けようとする者は、雲出川漁業協同組合で所定の無料遊漁証の交付手続きをすること。

魚 種	遊漁区域	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	内共第2号の漁業権の全区域	竿釣、 建切網（張切網を含）、 投網、 シャクリ	年間 10,000円
		竿釣	解禁翌日より1日に付 3,000円
あまご	坂本川区域 神河川区域 丹生俣川区域 藤川区域 長野川区域	竿釣（餌、 毛ばり、 ルアー、）	年間 5,000円
			解禁翌日より1日に付 3,000円

※あゆ漁業の竿釣りとは、のべ竿に生きた友鮎を付けた漁とガリ釣のこと。のべ竿にルアー（疑似餌）をつけた漁は、竿釣りではない。

2 遊漁料の納付は、当組合事務所、当組合が指定する場所、または、電子遊漁券でしなければならない。ただし、当該遊漁をする場合は、魚場監視員に納付することができる。

3 あまごの遊漁料については、第1項の表に掲げる各支流の組合が指定する場所毎に、それぞれ納付しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁券を遊漁

者に交付するものとする。

2 遊漁券は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁券を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員であることを表示する服と帽子を着用するものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

別記様式第1号  
遊漁券・年間

〇〇〇〇年度（あゆ年券）

**遊 漁 券**

¥ 1 0 , 0 0 0

発行日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

氏 名 \_\_\_\_\_

販売店名 \_\_\_\_\_

雲出川漁業協同組合

遊漁券・日券

〇〇〇〇年度（あゆ竿釣日券）

（解禁2日目より）

**遊 漁 券**

¥ 3 , 0 0 0

発行日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

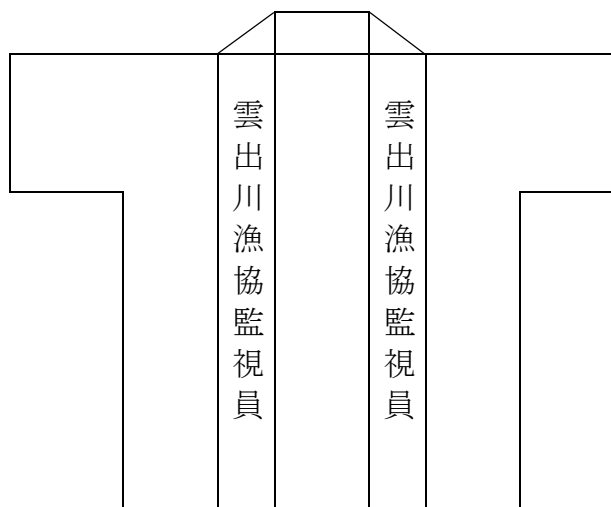
氏 名 \_\_\_\_\_

販売店名 \_\_\_\_\_

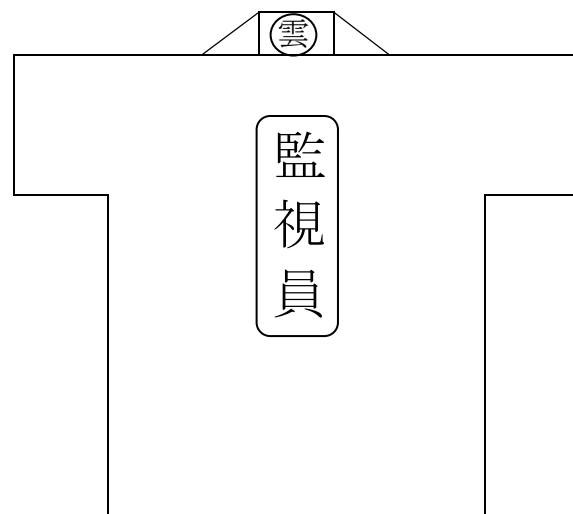
雲出川漁業協同組合

別記様式第2号  
漁場監視員

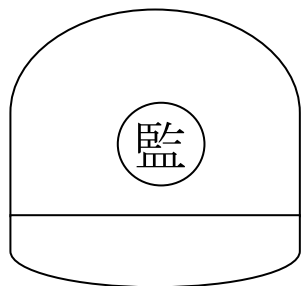
・服(表)



・服(裏)



・帽子(正面)



・帽子(側面)

